

整理番号	1-8-06-01
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人 鎮守の森を守る会 年会費		
年月日	平成30年5月26日～平成 年 月 日	金額	2,000円

会の趣旨・目的	里山づくりや農業を通してまちづくりの活性化や環境教育に取り組む
会の活動内容等	環境の保全、社会教育の推進、まちづくりの推進、子どもの健全育成等を図るための活動
政務活動・県政との関連性	森林の保全や環境教育活動の県のモデル的な市民活動団体。県が関わり年2回開催される「森づくり県民大作戦」の協力団体。森林保全活動を推進する実践団体として、県の資料に掲載。
<領収書貼付枠> 対象期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	

領 収 書

鈴木 澄美 様

¥2,000※

但し、会費として正に領収しました。

平成30年5月26日

NPO法人鎮守の森を育てる会

理事長 齋藤 忠治



※ 添付書類・内容の記載・印字状況等について

添付書類： 定款

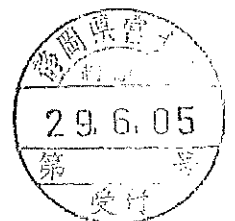
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わる	2,000円	100%	2,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

定 款

法人設立 平成 17 年 9 月 26 日

特定非営利活動法人 鎮守の森を育てる会



第一章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人 鎮守の森を育てる会 という。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を静岡県富士市に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条

富士市及び近隣地区において、放置荒廃の進む真つ暗な森の整備、幼い頃遊んだ小川や遊歩道の整備、植樹などで里山の自然を保全することにより、自然教育の場、快適な環境づくり、心豊かな住みよい社会づくり、魅力ある町づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は、活動に関する連絡、助言、又は援助の活動

(事業)

第5条

1. この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 里山整備事業
 - ② 環境教育啓発事業
 - ③ 情報提供、及び広報誌発行事業
 - ④ 調査・研究・関係団体との交流事業

⑥ その他目的を達成するために必要な事業

第三章 会員

(種別)

第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条

1. 正会員、賛助会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 正会員は、この法人の設立の主旨に賛同し、事業に協力できる者であること。① 個人会員 ② 家族会員 ③ 法人・団体会員 の3つに区分するものとする。
- (2) 賛助会員は、この法人の活動を広め、その目的を達成するため、入会についての条件は、これを特に定めない。

2. 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項第1号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条

正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条

正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当の理由なく会費を一年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条

正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

1. 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

(1) 法令及びこの定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条

既に納入した会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第四章 役員、及び職員

(役員の種類及び定員)

第13条

この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人以上

(3) 理事(理事長、副理事長を含む) 3人以上

(4) 監事 1人以上

(役員を選任等)

第14条

1. 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4. 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総

数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員職務)

第15条

1. 理事長はこの法人を代表し、業務を統括する。
2. 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条

1. 役員任期は、2年とする。ただし、役員は再任されることができる。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。
4. 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条

1. 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条

1. この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2. 職員は、理事長が任免する。

第五章 総会

(総会の種別)

第21条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条

総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条

総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって、償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 資産の管理
- (11) 会員の除名
- (12) その他この法人の組織及び運営に関する重要事項

（総会の開催）

第24条

1. 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第25条

1. 総会は、第24条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2. 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第26条

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第27条

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催する事ができない。

（総会の議決）

第28条

1. 総会における議決事項は、第25条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第29条

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(総会の議事録)

第30条

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第六章 理事会

(理事会の構成)

第31条

理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第32条

理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 暫定予算
- (5) 予備費
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日より少なくとも30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条

1. 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

(理事の表決権等)

第37条

1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条

1. 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条

この法人の事業計画及び活動予算は理事長が作成し、総会において議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入、支出することができる。
2. 前項の収入、支出は、新たに成立した予算の収入、支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設ける事ができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条

予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加、又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において議決を経なければならない。

(事業年度)

第49条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条

この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条

1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
4. この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の承認を得なければならない。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第54条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第十章 雑則

第55条

この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) 個人会費 ①一般2,000円/年 ②家族会員2,500円/年
③高校生以下個人会員1,000円/年

- (2) 法人、団体会員一口 10,000円/年

賛助会員

(1) 賛助会員一口 5,000円/年

3. この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2007年4月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算書は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2006年3月31日までとする。

(附則)

この定款は、平成24年5月18日から施行する。

(附則)

この定款は、平成24年8月28日から施行する。

(附則)

この定款は、平成29年6月1日から施行する。

整理番号	1-8-06-02
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日華友好議連台湾視察		
年月日	平成30年6月3日～平成30年6月7日	金額	269,230円

目的	地域外交で絆を強める台湾との交流における現状と課題について調査を行う。時に、本県の台湾駐在員事務所のほか、日本台湾間の交流窓口、台湾国会議員等を訪問し、意見交換を行った。
使途	交通費（航空運賃・新幹線と現地交通費）、宿泊費
政務活動・県政との関連性	県台湾駐在員事務所では富士山静岡空港への就航便の減便対策についてほか、台湾日本関係協会では本県との交流拡大について。台湾立法院では観光振興について。台湾国際教育旅行連盟では静岡県と台湾の高校生教育旅行について。地震教育園では防災教育について。日本台湾交流協会では観光振興ほか通商への取り組みについて。工業技術研究院では先進技術研究と本県との交流についてそれぞれ調査を行った。
<<領収書貼付枠>> 別紙、請求書、領収証参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	269,230円	100%	269,230円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-6-2

領 収 証

2018年05月18日

鈴木 澄美 様

金額	¥ 2 6 9 , 2 3 0 ※
----	-------------------

但し 2018/06/03発 日華友好議員連盟
台湾視察代金として【クレジットカードご利用】

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000004376 予約No. 78373

御注意

1. 手書きのもの並びに金額の訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業 第638号

株式会社

本社営業所

〒425-0027

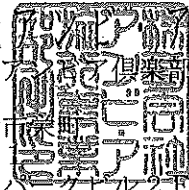
静岡県焼津市

2-2-2

アンビ・ア ハーグビル2F



TEL: 054-620-7731

FAX: 054-620-7729



担当者印



決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>平成30年6月7日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 鈴木澄美</p>						
目的	<p>地域外交で絆を強める台湾との交流における現状と課題について調査を行う。時に、本県の台湾駐在員事務所のほか、日本台湾間の交流窓口、台湾国会議員等を訪問し、意見交換を行った。</p>					
年月日	平成30年6月3日～7日					
場所	<p>6月3日および7日は移動のみで視察はなし。</p> <p>1. 視察日時 平成30年6月4日(月) 10:00～11:30 視察場所 静岡県台湾駐在員事務所(台北市)</p> <p>2. 視察日時 平成30年6月4日(月) 12:30～14:00 視察場所 台湾日本関係協会(台北市)</p> <p>3. 視察日時 平成30年6月4日(月) 14:30～15:30 視察場所 台湾立法院(台北市)</p> <p>4. 視察日時 平成30年6月5日(火) 10:30～12:00 視察場所 台湾国際教育旅行連盟(台中市)</p> <p>5. 視察日時 平成30年6月5日(火) 14:00～15:30 視察場所 921地震教育園區(台中市)</p> <p>6. 視察日時 平成30年6月6日(水) 9:00～11:00 視察場所 日本台湾交流協会台北事務所(台北)</p> <p>7. 視察日時 平成30年6月6日(水) 14:00～16:00 視察場所 工業技術研究院(新竹市)</p>					

様式第2号

内 容	<ol style="list-style-type: none">1. 行 程2. 応対者3. 聴取内容4. 県政への反映 <p style="text-align: center;">以上について別紙参照</p>
-----	---

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

静岡県議会 日華友好議員連盟 台湾研修旅行

ご旅行日	2018年6月3日(日)~6月7日(木) 4泊5日	
ご旅行代金	概算費用約 265,000円	※参加者10名様にて算出
*含まれるもの：航空運賃,宿泊代,現地視察代,交通費,入場料,通訳兼ガイド費用,空港税,燃油サーチャージ		
*含まれないもの：任意海外旅行傷害保険代, 国内交通費		

旅行取扱:アンピア ツアーズ 静岡(営) 静岡市駿河区馬淵3-16-3 Tel054-283-1351 Fax054-285-9264 担当: [REDACTED]

予定スケジュール ※視察については今後の調整となります。あくまで予定としてお考えください。

	月日	地名	現地時間	交通機関	摘要	食事
1	6月3日 (日)	空港集合 羽田発 台北(松山)着	12:35 14:35 17:15	ANA CI221 専用車	搭乗手続き チャイナエアライン(所要3:40,時差1時間) 入国審査、通関後ホテルへ(約20分) 宿泊:台北福華大飯店(ハワードプラザホテル)	機内
2	6月4日 (月)	台北滞在		専用車	台北市内関係機関等訪問 日本台湾交流協会、台湾日本関係協会 台湾交通部観光局等 宿泊:台北福華大飯店(ハワードプラザホテル)	朝食
3	6月5日 (火)	台北駅発 台中駅着 台中駅発 台北駅着	午前 午前 午後 午後	新幹線 専用車	台湾高速鉄道(新幹線)にて台中へ(約60分) 台湾国際教育旅行連盟訪問 午後:921地震教育園區視察 着後:ホテルへ 宿泊:台北福華大飯店(ハワードプラザホテル)	朝食
4	6月6日 (水)	台北滞在		専用車	午前:台湾工業技術研究院(ITRI)訪問 午後:チャイナエアライン本社訪問 宿泊:台北福華大飯店(ハワードプラザホテル)	朝食
5	6月7日 (木)	台北(松山)発 羽田着	09:00 12:55	専用車 CI220 ANA	ホテル発松山空港へ(約20分) チャイナエアライン(所要2:55,時差1時間)	朝食 機内

※上記時刻、スケジュールは航空会社の都合等により予告なく変更される場合があります。予めご承知おき下さい。

○旅行事情

お金:日本円のままご持参下さい。到着後バス車中にておひとり1万円の両替を用意します。両替目安1万円=台湾元約2,600-

お水:水道水は飲まないで、必ずミネラルウォーターをご購入下さい。ホテル客室には無料ペットボトルが用意されています。

気候:6月の平均最高気温は29度、平均最低気温は19度です。

服装:動きやすくカジュアルな服装、履き慣れた靴でお出掛け下さい。折り畳み傘など雨具も忘れずにご持参下さい。

視察時の服装はクールビズです。

治安:ご安心下さい。治安は良い方です。ただし、置き引き、スリは常に日本人を狙っています。

現金・貴重品の所持・保管には各自の責任で充分ご注意ください。

飛行機機内持ち込み液体物(歯磨き粉,ジェル,クリームなど)は規制があります。※事前にビニール袋に入れてご持参下さい。

参考

日本から、スーツケースにペットボトル飲料1~2本を入れてご持参されると安心です。

※スーツケースの飛行機預けはお一人様20キロ迄です。

1-8-6-2

静岡県議会日華友好議員連盟台湾視察団

2018年6月3日(日)～7日(木) 4泊5日

	氏名(敬称略)	NAME			所属	住所	備考
1	森 竹治郎	MORI	TAKEJIRO	Mr.	静岡県議会 自民改革会議	下田市	会長
2	多家一彦	TAGA	KAZUHIKO	Mr.	静岡県議会 自民改革会議	沼津市	副会長
3	三ツ谷金秋	MITSUYA	KANAACKI	Mr.	静岡県議会 ふじのくに県民クラブ	磐田市	副会長
4	前林孝一郎	MAEBAYASHI	KOICHIRO	Mr.	公明党静岡県議団	静岡市駿河区	幹事長
5	土屋源由	TSUCHIYA	MOTOYOSHI	Mr.	静岡県議会 自民改革会議	伊豆の国市	事務局長
6	和田篤夫	WADA	TOKUO	Mr.	静岡県議会 自民改革会議	御殿場市	
7	鳥澤由克	TORISAWA	YOSHIKATSU	Mr.	静岡県議会 自民改革会議	裾野市	
8	鈴木澄美	SUZUKI	SUMIYOSHI	Mr.	静岡県議会 自民改革会議	富士市	
9	野田治久	NODA	HARUHISA	Mr.	静岡県議会 自民改革会議	伊豆市	
10	櫻町宏毅	SAKURAMACHI	HIROKI	Mr.	静岡県議会 ふじのくに県民クラブ	富士市	
11	田形 誠	TAGATA	MAKOTO	Mr.	静岡県議会 ふじのくに県民クラブ	浜松市南区	
12							

静岡県台湾駐在員事務所での情報収集

視察日時 平成30年6月4日(月) 10:00~11:30
 視察場所 静岡県台湾駐在員事務所
 対応者 所長 宮崎悌三氏
 副所長 内藤晴仁氏



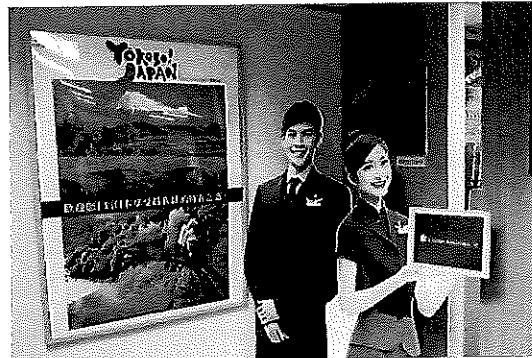
(県台湾駐在員事務所の表示)



(入り口には静岡をPRするパネルが)



(県内各市町の観光情報等のパンフレットが並ぶ)



静岡県台湾駐在員事務所は、平成25年4月に富士山静岡空港への台湾からの直行便の就航など、様々な分野で交流拡大が図られるとして設置したもので、今年で5年目を迎えた。事務所には専従の職員が2名滞在し、現地スタッフとともにその任務を果たしている。

駐在員事務所長からは、この事務所が設置以来果たしてきた取り組みや、今後の課題などについて詳細な報告を受けた。

静岡県は台湾側から見ても相互交流に積極的な県として評価され、全国でも5指に入るといふ。台湾では日本との交流プラットフォームを検討中で、その候補に静岡県と千葉県が挙げられている。観光を始め、教育、防災などはさらに伸びることが予想され、交流窓口として積極的に取り組まねばならない。

そのような状況において、富士山静岡空港と台湾を結ぶ直行便が減便されることになり、その噂が広まった昨年冬から今春までの数ヶ月間は、この路線を扱う旅行者がキャンセル負担の可能性も懸念し、旅行客の斡旋を止めたことから、この時期の搭乗率がかなり低下したという。

航空会社は経営陣が大きく入れ替わり、就航方針に対する考え方が変わったともいわれている。また、その背景には台湾の政権が変わったことによる政治的な影響があるかもしれないということであった。

しかし、これらはビジネスであるため、採算が難しくなる路線の撤退はあり得ることで、それに対する対策は急務であり、そのためには現状を正しく認識し、とるべき方法を見つけなければならない。世界的に航空業界を揺るがすしCCの台頭も人ごとではないようだ。

台湾の旅行者もかつての団体旅行から個人旅行が増え、受け入れ側もこれまでのような取り組みでは客が集まらない。

さらに指摘されているのは、インバウンドとアウトバウンドのバランスの悪さで、日本からの利用客を増やす必要が強く求められている。特に、地元の空港を活性化するためには、相手だけに要求するばかりでなく、地元の人達をもっと空港を利用することが重要という。双方の理解が進むよう何をすればよいのか、いくつかの事例で説明を聞いた。私達が議会として取り組む中でもこの肝を十分に理解して取り組んでいかねばならない。



(所長から説明を聞く議連視察団)



(宮崎所長が最近の台湾情報を説明)

また、台湾事務所へ県の関係者がもっと足を運ぶことが重要という。本体自らが事務所を通じて台湾の各方面に重ねて熱意を伝えていくことも重要で、事務所だけでは対応に苦慮することも少なくないという。私達が今回、日華友好議員連盟として現地事務所とともに台湾各方面に直接働き掛けることは、相手も十分に好意的にとらえ、認識を深めることになるとの説明があった。

台湾日本関係協会との懇談

視察日時 平成30年6月4日(月) 12:30～14:00
視察場所 台北市内ホテル
対応者 台湾日本関係協会 秘書長 張淑玲氏
外交部亜東太平洋司 日本総合事務所 科長 李蕙珊氏



(訪問団と張秘書長と記念撮影)



(森団長から張秘書長に記念品を贈る)

「台湾日本関係協会」は、日本との事実上の外交窓口である。1972年に中華民国(台湾)と日本の国交が断絶したことを受け、貿易、経済、技術、文化などの民間交流関係を維持するために同年12月に台湾側が設けた機関で、平成29年5月にそれまで「亜東関係協会」と呼ばれていたものを「台湾日本関係協会」に名を改めた。

民間の組織となっているが、中華民国外交部(外務省)の所管である。新たな名称に「日本」と明記されたことは国交が樹立されたわけではないが、台湾と日本の関係の深さを象徴するものといわれている。

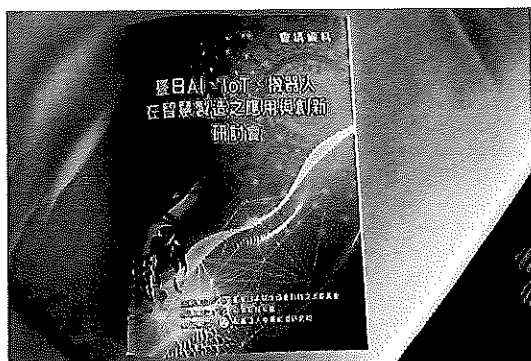
静岡県は、平成25年4月に台湾駐在員事務所を開設してから5年が経過したが、これを支えてきたのはこの台湾日本関係協会によるものが大きいといわれている。

今回の訪問は、この組織のトップである張淑玲秘書長で、そのほか2名の担当者が同席された。3人とも女性の外交官で、張秘書長は外務省の局長と同等の立場で、国会に相当する立法院では委員(議員)の質問の答弁に立つ立場で、30年もの長きに渡り日本外交に携わってきた方である。

意見交換の中では、両国の観光交流や教育・防災など、あるいは微妙な課題ではあるが、台湾が現在の国際情勢の中で置かれている立場についてお話をうかがった。また、それを静岡県に当てはめて、様々な課題と今後の交流推進について意見交換が行われた。

昨年度の台湾と日本の交流人口は650万人を超え、そのうち台湾側から450万員で日本側からは200万人が双方を訪れている。台湾からの交流人口は東日本大震災以降に激増し、それまでは日本からの訪問者の方が多かったという。しかし、日本からの交流人口は大震災以前と比べ、大きくは変化していない。台湾の人口は2400万人弱であることから、1年間に台湾人の5人に1人が日本を訪れていることになり、親日感はこれだけでも感じられる。

パスポートの取得率はかなり高いということで、経済的にも所得が上がり海外に出かけていくことが増えたという。一方で、日本ではまだ取得率が20%代というところは少なくないようで、台湾のパスポート取得率が大きいことに驚かされた。



(午前中開催された日本台湾 AI 会議の資料) (意見交換会の様子)

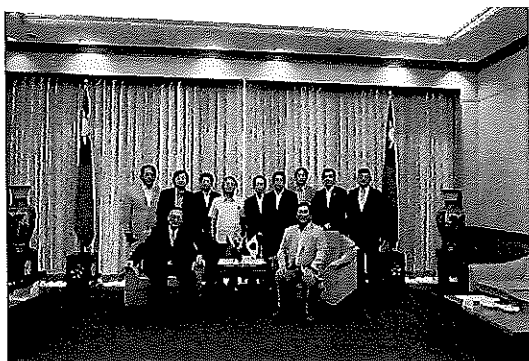
静岡県との関係では、富士山静岡空港へ就航している路線減便の背景についてと今後の見通し。台湾への日本からのアウトバウンドを増やすための取り組みなど、便数を元に戻すために本県側が対応すべきことなどについても意見交換した。

台湾立法委員との懇談

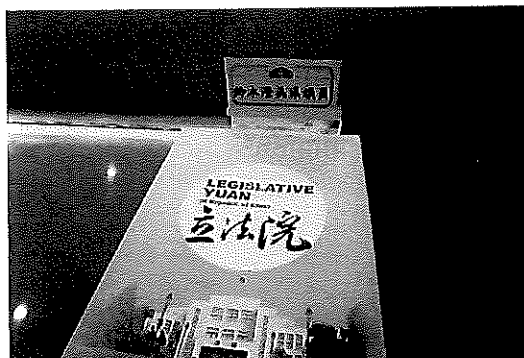
視察日時 平成30年6月4日(月) 14:30～15:30

視察場所 台北立法院

対応者 台湾立法委員 陳明文氏



(台湾立法院内での記念撮影)



(立法院の概要を記した資料)

台湾立法院は日本の国会に相当し、国民の代表である委員(議員)がいる。今回の台湾訪問では、富士山静岡空港への減便対策に立法委員にお力を頂くための訪問となった。

静岡県は台湾の嘉義県と交流があり、前知事で現立法委員の陳明文氏が交通委員会に所属していることもあり、その縁で面会が実現できた。

我々の訪問目的は先に知らされており、国土交通大臣や委員会でも減便の回復について働き掛けてきた取り組みについて説明していただいた。

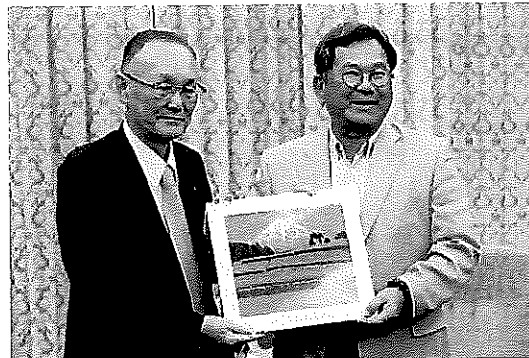
その中では、静岡便の搭乗率は往路では高い数字を示しながらも、復路では低くなっている。その理由では、静岡空港に到着し静岡空港から帰国するパターンが減り、別の空港から帰国するパターンが増えてきたこと。台湾人の平均旅行日数は5日から6日で、そのうち静岡県内滞在は2～3日間であり本県内でさらに長い滞在を可能とする受け入れ体制が求められている。また、静岡空港を利用して台湾を訪れる日本人数はあまり延びずその影響も大きい。台湾便の発・到着時間も利用者に合わせていないことも一つの原因かもしれない。

このような指摘からわかるように利用者の利便性に対応していないことは大きな課題である。

静岡空港は開港当時から国際線は1時間に1便しか対応できず、都合のよい時間の空きスロットが取れなかったことも原因の一つとなっている。このため、県では国際線ターミナルを改装しこの10月から時間あたり3便が処理できるようになる。

静岡県は富士山の世界遺産をはじめとする観光資源が多く、また東京五輪で注目されている自転車競技は、台湾では国民的な人気があり、取り組み次第で交流人口は増えていく可能性はある。

委員からは、「今後も、機会ある毎に静岡空港の減便対策について公の場で働き掛けていくので、静岡県側も交流人口の拡大のために努力してほしい。」と結んだ。



(本県と台湾の諸課題について意見交換) (本県を象徴する富士山と茶園)

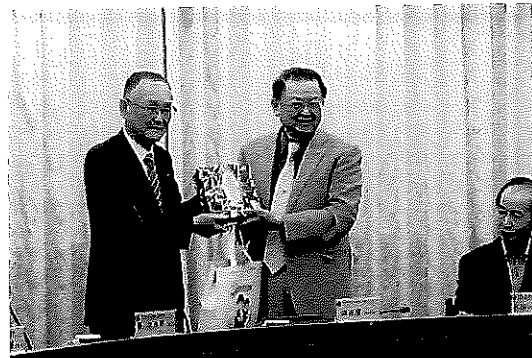
本県の観光振興への取り組みは十分とは言えない。このような交流を高めるためには「ギブアンドテイク」による双方のメリットが得られることが重要で、我々がもっと努力しなければならないことを改めて認識した。

台湾国際教育旅行連盟訪問

視察日時 平成 30 年 6 月 5 日（火） 10：30～12：00
視察場所 台中市 国立臺中文華高級中学
対応者 台湾国際教育旅行連盟総会長 薛 光豊氏



（訪問団と薛氏とで記念撮影）



（森団長から薛氏へ記念品贈呈）

台湾には「台湾国際教育旅行連盟」という青少年の国際交流を積極的に進める組織が立ち上がっている。ワンストップで青少年の国際交流を推進するための窓口として、日本国内、特に本県との交流に大きな影響を持つことから、今回視察をさせていただいた。

本県も青少年の国際交流を活発化させることを決め、高校生の修学旅行などの際にその訪問先を海外に目を向け始めている。富士山静岡空港開港をチャンスと捉え、この空港を利用して県内の高校生達が台湾をはじめとする海外へ。また、海外の学生が静岡県を訪れる相互の交流が進んでいる。

これらが実現するためには、相手先の希望や受け入れなどに関する情報収集は欠かせない。また、それを実現するための組織が必要となる。

台湾国際教育旅行連盟は、平成 14 年 12 月に台湾教育部（日本の文科省相当）の指導により、高校の校長が立ち上げた組織で、北台湾、中台湾、南台湾、東台湾、台北市、高雄市の 6 分会により構成されている。

この組織は、区域内の学校の特色や需要に基づき、国際教育旅行活動の企画を支援し、青年学生の国際教育旅行促進の執行機関の役割を担っている。青少年の国際交流の意義は、異なる生活文化体験や相互理解などを期待するとして

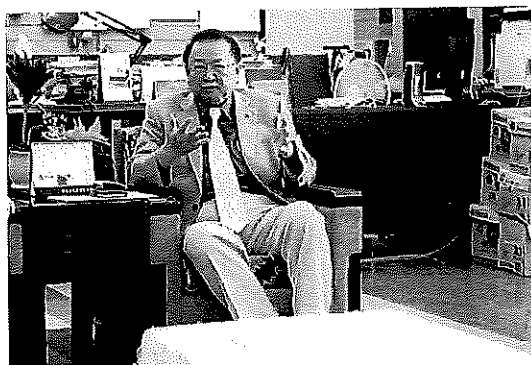
いる。交流は長期的な友好関係を樹立し、「台湾から世界へ。世界から台湾へ、ともに世界の友人を作ること」を目標に掲げている。

本県と台湾との教育旅行等の推移では、平成26年に訪台が公立8校、私立6校、来静が公立13校、私立5校から始まり、毎年それぞれが増え続け、平成29年度は訪台が公立15校、私立5校、来静が公立16校、私立2校となっている。特に平成29年度は海外への修学旅行先として台湾を選んだ高校が一番多かった。

最近の動向では、去る5月25日に、今回訪問した台湾国際教育旅行連盟の会長ほか6名が来静し、知事をはじめ県教育長、学校関係者や旅行会社と意見交換を行い、特に今回私達が訪問した際に受けた取り組みなどを説明したとのことであった。

台湾国際教育旅行連盟の会長は、台中市にある市立文華高級中学校（日本の高校と同じ）の校長でもある薛光豊（せつこうほう）氏で、私達はこの学校を訪れ、団体の代表者の立場と校長としての立場で、国際教育旅行の意義や静岡県との関わりを深めていくための説明を聞くことができた。

また、彼のほかに、校内の担当教員からもこれまでの取り組みについて説明を聞き、その後はダンス専攻の学生達の日頃の練習の成果を披露していただいた。

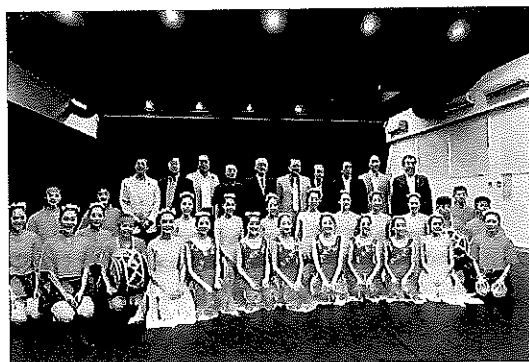


（薛氏から台湾の国際教育旅行について聞く）（実担当者からも前年度報告が）

説明資料は静岡県を訪れたときの報告資料をわざわざ製本化し、その意気込みが感じられた。

説明からは、相互の教育旅行の意義や期待される効果、訪問を希望する側と受け入れる側のマッチングを実現するための情報提供の仕組みなど、本県にとっても大変参考になる内容であった。

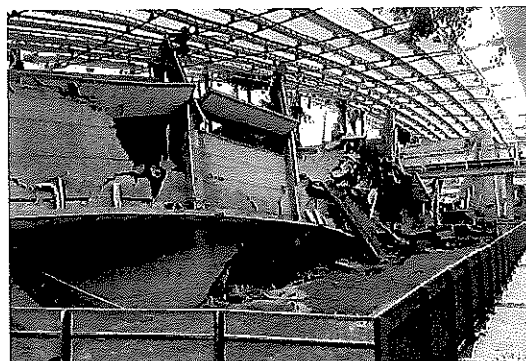
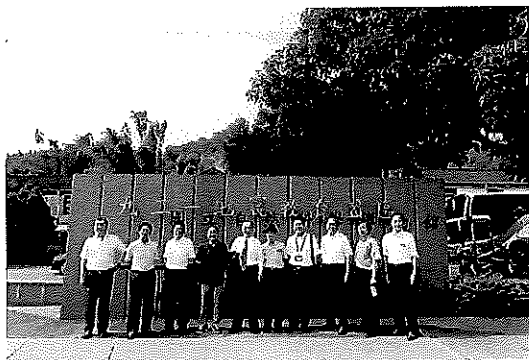
印象深かったのは、私の地元である富士市大淵の笹葉から見た新緑の茶畑と富士山の景色に感動していたことは忘れられない。海外からも大きな評価を受けていることを実感しながら、教育旅行の推進について改めて考えさせられる機会となった。



(資料は本県訪問を事例に製本されていた) (ダンス専攻の学生達と記念撮影)

9 2 1 地震教育園区訪問

視察日時 平成 30 年 6 月 5 日（火） 14 : 00 ~ 15 : 30
視察場所 9 2 1 地震教育園区
対応者 施設ガイド



（地震教育園区入口で記念撮影）（地震で被災した中学校が遺構として残る）

本県と台湾との防災交流は、東日本大震災が発生し日本と台湾の間で絆が深まり、その直後に富士山静岡空港が開港したことを契機に、文化や教育交流などとともに本県が長年に渡って培ってきた地震防災のノウハウや、台湾が台風などの風水害対策のノウハウを持っていることから、相互の防災力を高めるためにスタートさせたものである。

台湾は日本と同じように大きなプレートの境界に位置し、これまでも大きな地震が何度も襲っている。台湾は九州と同じくらいの面積であるが、富士山より高い山が二箇所あり、プレートのぶつかり合いにより隆起した高山を持つ島である。

1999年9月21日には、台湾中部でマグニチュード7.3の地震が発生し、多くに被害が発生した。台湾ではこの地震の歴史を記録し、活きた地震教育の教材提供を目的として、断層のずれや倒壊した校舎などを災害遺構として残し、台湾の防災教育に役立てている。この施設は、台中市内にある「921地震教育園」と呼ばれ、施設のガイドにより説明を受けた。

本県と台湾は平成26年以降、各地と防災協定を結び、台中市とは平成29年1月に締結している。この協定は「防災に関する相互応援協定」で、発災時における相互支援のほか、視察団の派遣や受け入れを通じた防災力の向上を目指し交流を進めている。

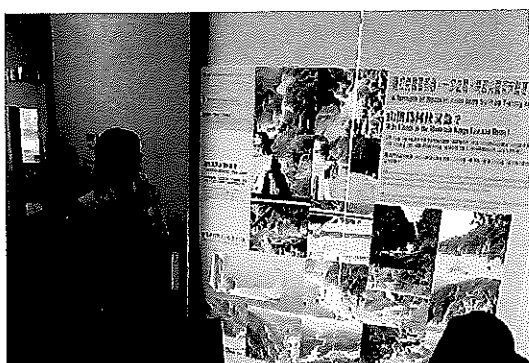
視察した施設は、被災した中学校が逆断層の上に建っていたことから大きな被害を受けた。そのほとんどを現状保存し、その建物建築方法の問題点の解析に役立っている。また、地震発生メカニズムや教訓を生かした防災教育の場として、価値のあるものと理解できた。



(台湾内の活断層を説明)



(構造の違いによる地震の影響実験)



(地震以外の風水害も教育の対象)



(台湾政府防災担当者も同席)

本県では地震防災センターがあるが、実際に被災した環境がそのまま残されている状況での防災教育は説得力がある。大きな災害を受けた環境をそのまま残す災害遺構について、東日本大震災以降、話題となりますが、被災者の複雑な感情には理解するも、後世に残すべき教訓の証として大きな意味があることを改めて感じた。

日本台湾交流協会台北事務所訪問

視察日時 平成 30 年 6 月 6 日（水） 9 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0
視察場所 日本台湾交流協会台北事務所
対応者 主席副代表 横田 光弘氏



（横田主席副代表と視察団で記念撮影）（日本台湾交流協会台北事務所の前で）

「日本台湾交流協会台北事務所」は、日本の外務省および経済産業省により認可された日本の対台湾窓口機関である。今回は日台交流に関する現状や課題に関する意見交換を行い、今後の静岡県と台湾の交流促進につなげることを目的として訪問させていただいた。



（横田主席副代表から台湾の現状を聞く）



（訪問団からも質疑が）

この事務所は、日台間に国交が樹立されていない中、実質的な駐台湾大使館としての機能を備えている。事務所代表は、大使と同等の権限を有し、台湾関係機関との連絡、政治経済等の動向調査、在留日本人および日本人渡航者への各種便宜の提供、日台間の経済・技術・文化交流の円滑な推進を担っている。平成 29 年 1 月 1 日に、それまで「公益財団法人交流会」から「公益財団法人

日本台湾交流協会」へと改名し、両国名が入ったことにより、その結びつきがさらに強調されたといえる。

視察では、同事務所の副代表を務める横田光弘氏から、視察目的に沿って説明を受けた。

説明内容は、日台間の人的交流の現状と今後の見通しについてと観光振興や教育旅行をテーマとして現状と課題について意見交換をさせていただいた。また、富士山静岡空港への台湾便の減便の背景や、その代替え対策等についてのほか、空路だけでなくクルーズ船の活用なども話題となった。

観光客は団体旅行から個人旅行へ、「モノからコトへ」と移行し、ストーリー性のある観光メニューの設定やインスタグラムや有名ブロガーなどの活用による情報発信について提案があった。さらに、体験型観光メニューに注目し、本県内だけでなく隣接県などを巻き込んだ県境にこだわらない取り組みの重要性も話題となった。

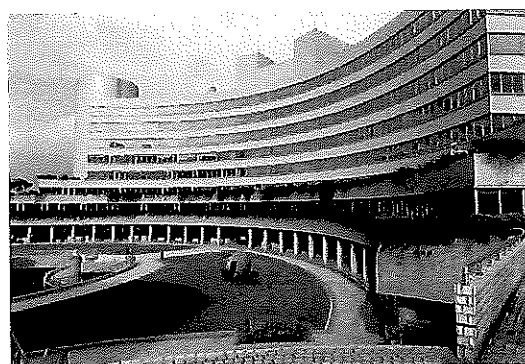
航空便関係では、日本の航空会社によるＬＣＣへの期待と就航の可能性について言及があった。

そのほか、産業交流では、この後に視察する「工業技術研究院」を例に、本県の持つものづくりや大手自動車メーカーとの連携に期待がかかるとの事例など、今後の交流への期待が大きいことを感じた。

ただ、本県だけでなく、全国の自治体が台湾との交流の推進について台北事務所へ直接相談に来ることもあり、本県も積極的にこの機関を活用していく必要がある。

工業技術研究院訪問

視察日時 平成 30 年 6 月 6 日 (水) 14:00~16:00
視察場所 工業技術研究院 (ITRI) 新竹市
対応者 工業技術研究院 副院長 張 培仁氏
バイオメディカル技術研究所 副所長 黄 崇雄氏 ほか研究員



(説明いただいた研究者達と記念撮影) (工業技術院は広大な施設であった)

「工業技術研究院 (ITRI)」は、台湾經濟部 (日本の経済産業省) が設立した財団法人で、予算は国が 50%、企業が 50% 出資して運営されている。この機関の使命は「先端技術研究開発により、産業成長または経済価値を創造し、社会福祉そして幸せな暮らしを支える」としている。国家のシンクタンクであり、グリーンキャンパスの恵まれた環境、子どもたちへの科学体験教室などの活動も実施している。

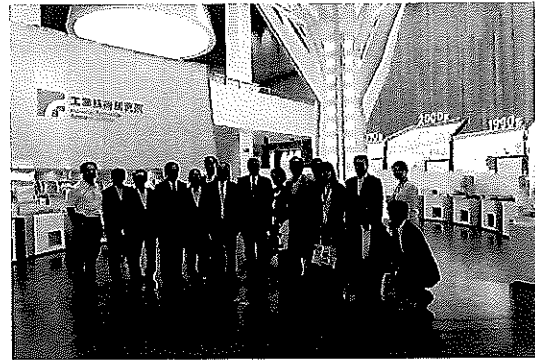
台湾最大の産業技術研究開発機構で、職員数は 6,000 名を超え、そのうち博士号を取得しているのは 1,395 名。特許件数は 26,428 件で、年間相談件数は 16,247 社、技術移転は年間 579 件に上る。また、テクノロジーのオスカー賞を毎年受賞し、この施設の研究者が代表等となるスピンオフ企業は 136 社で 24,000 人がこれらのベンチャー企業で活躍している。

研究に連携する地域は、アメリカのシリコンバレーのほか、ベルリン、モスクワと東京に事務所が設置され、国内では東京大田区と埼玉県のそれぞれの工業技術関連機関と連携しているとのことであった。

視察では、最初に研究院副院長の張培仁 (Pei-Zen Chang) 氏の歓迎のあいさつを受け、研究成果を展示したフロアで代表的なものについて説明を聞いた。



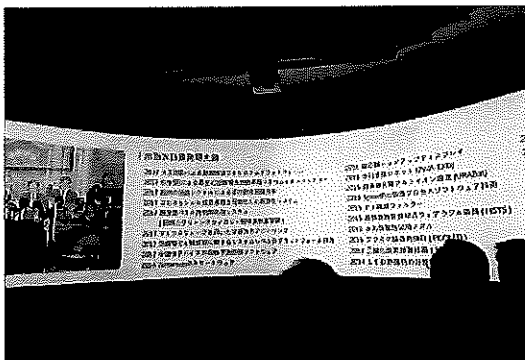
(副院長 張 培仁氏)



(エコツリーの前で記念撮影)

フロアーの中心にはこの研究機関で開発された先端技術の詰まった「エコツリー」があり、「太陽」(薄膜の太陽光発電)、「空気」(光触媒による浄化)、「水」(污水处理機能)をテーマに、モニュメントの役割を果たしていた。

先端技術の実用化の例では、Wi-Fi から光通信へ。リチウムイオン電池からS TOBA 電池へ。液晶のリサイクル処理から生まれた重金属などの吸着材料。腕の動きでコンピューターなどに指令が出せるマンーマシンインターフェイス。アルミイオンバッテリー。大型のヘッドアップディスプレイ。脚気患者を支援する医療器具。身体障害者の歩行等を支援する装置など、先に記した研究所が目指す「先端技術による幸せな暮らしを支える」事例に驚かされた。少子高齢化が進み医療や介護の現場への応用例が実現し展示されていた。

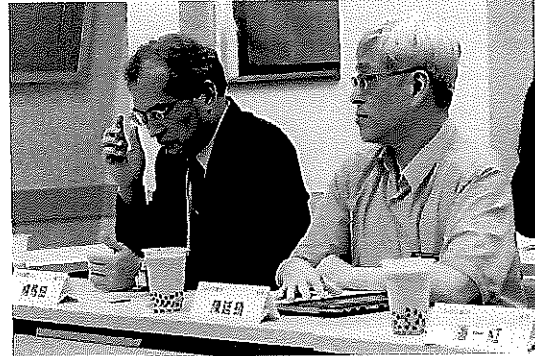


(最初に映像で取り組み概要を学ぶ)

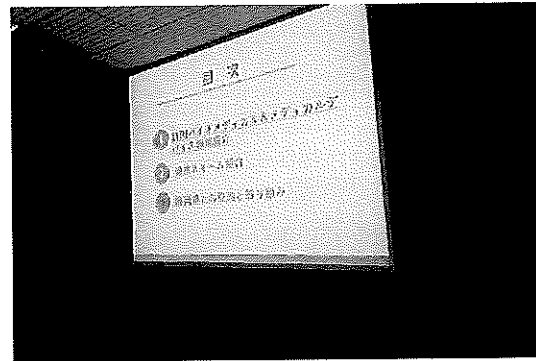


(最先端の研究成果を聞く)

その後会議室に移り、「ITRIの役割および産学連携について」事例を交えながら国際センター副センター長の楊馬田氏から。また、「ITRIのバイオメディカル&メディカルデバイス領域の連携モデル紹介」、「連携スキームの紹介」、「静岡県との交流と取り組み」について、バイオメディカル研究所副所長の黄崇雄氏とバイオメディカル研究所企画マーケティング部長の陳廷碩氏らから説明を受けた。



(バイオメディカル技術研究所副所長の黄崇雄氏ほか研究員達)



(研究分野毎のスタッフが説明) (本県との取り組みについても説明を聞く)

静岡県との交流では、本県の産業集積クラスターである、機能性食品・バイオテクノロジー創薬・医療支援機器等の交流が図られている。これらは、静岡県立大学における茶の効能研究（フードサイエンスバレー）、静岡がんセンター主催の「静岡がん会議」での講演（ファルマバレー）、浜松ホトニクスとの連携（フォトンバレー）などがある。

これらの講義の後は質疑応答に移り、視察団から、①お茶の葉の研究について。②施設の運営予算やベンチャー企業の立ち上げと支援について。③本県議会に期待すること。④ベンチャー企業の立ち上げに関し金融機関の関与（事業として成立するかの見極め等）などの質問があった。答弁は以下の通り。

- ① については、本県内の飲料メーカーを紹介され、黄金（黄色）茶葉や歯科分野での機能性食品等の開発を行った。さらに、茶葉からの取り出したオイルの有効活用について化粧品などへの応用を検討してみたい。
- ② については、年間予算は約600億円で財源は国と民間企業等からの委託研究費で賄っている。ベンチャー企業にはITRIの研究者がキーパーソン



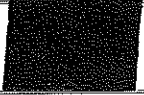
ンとして参加し主導する。事前の企業評価は I T R I 内にあるベンチャーキャピタルが行い、経営や事業性を審査する。可能と判断されれば様々なインセンティブが与えられ、例えば技術支援はもとより、ロイヤリティの支払いにおいても、このような事業では立ち上げ当初は資金不足などで苦労することもあり、また、事業を進めていく中で新たな投資も発生することから、いくつかの支払い方法が用意されている。さらに、I T R I が有する試験設備や試作機器なども利用できる。

- ③ については、本県との連携では今のところうまくいっているので、今後何かあればサポートをお願いしたい。
- ④ については、②にでも答弁したとおり、ベンチャーキャピタルが担っている分野でもある。金融機関は技術面評価が困難であり I T R I の体制で十分まかなえている。融資については、中小企業支援センターもありそこでサポートしている。国の施策として中小企業支援策なども活用している。

研究機関としてはハイレベルなものであり、研究内容の説明では十分理解できないものもあるが、世界の経済状況は開発途上国が早い速度で追い上げており、先進国として将来もリードし生き残るためには、先進技術の研究開発とそれによる企業化の取り組みが欠かせないこと。それを実現するためのベンチャー企業の育成をセットで進めている経済戦略は、我々日本、とりわけ静岡県にとっても重要なテーマである。

本県が取り組む静岡県産業集積クラスターは、その実現に向けた大きな基盤であり、台湾という技術立国とパートナーシップを築き、世界レベルでの連携と推進が重要であることは理解できた。

整理番号	1-8-06-03
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士山砂防議員連視察		
年月日	平成30年6月15日～平成	年月日	金額 6,240円

目的	富士・富士宮市選挙区選出の県議会議員による富士山砂防議員連盟の立ち上げと、国土交通省富士砂防事務所による取り組み状況の調査を、事前講義、現地調査、事後意見交換の形式で行った。
使途	交通費（岳南電車・JR）、意見交換会参加会費
政務活動・ 県政との 関連性	富士山は大沢崩れなどを発端として南麓地域に土砂災害などを誘発し、国が直轄事業として取り組んでいる。また、富士山噴火対策も大きな課題となっており、富士山関係防災の実質的な国の対応窓口となる富士砂防事務所の取り組みを調査し、本県の防災対策に生かす。

《領収書貼付枠》

岳南電車（岳南富士岡駅から吉原駅まで往復）（JR吉原駅から富士宮・西富士宮から吉原駅）

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,240円	100%	6,240円

領 収 証

県議会議員 鈴木 登美様

No. _____

★ 95400-

但 意見交換会会費として

30年6月15日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コタヨ: ウケ-1097

株式会社 志保川
会 館

〒441-8514 静岡県富士宮市城北町667
TEL: (0544) 24-0100

(上限 5000円相当)

駅-No 520106 領 収 書
領 収 書
様

金額 ¥320円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

30年6月15日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

吉原駅
現金出納社員

領収書

ご利用日付 2018年06月15日
時刻 19時43分

取引内容: 乗車券 金 320円
伝票番号: 10316

- この領収書は大切に保管してください。
- 毎度ありがとうございます。

西富士宮駅 券101発行
JR東海

支 払 証 明 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

(整理番号 1-8-06-03)

下記のとおり支払ったことに相違ありません。

平成30年6月15日



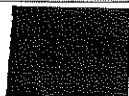
議員氏名 鈴木 澄美





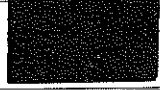
支払先	内容・積算の内訳	金 額 (円)
岳南電車	岳南富士岡駅から JR 吉原駅まで往復	600 円

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができます。

指針様式第1号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>活 動 概 要 書 (会議・懇談会参加)</p> <p>平成30年 6月15日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 鈴木澄美</p>						
活 動 名	富士山砂防議連意見交換会					
活動概要	<p>1 参加日時 平成30年6月15日</p> <p>2 場 所 富士宮市城北町 志ほ川</p> <p>3 参加者 国土交通省富士砂防事務所長以下4名 県議4名</p> <p>4 内 容 富士砂防事務所の取り組み視察を終えて、その質疑と今後の県防災との連携、および富士山砂防議連の活動への助言</p> <p>※ 政務調査のため、按分率は、1/2・1/3・1/1 とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。</p>					
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容		
	参加費	5,000円	6-3	意見交換会会費		
	交通費	1,240円	6-3	JR. 320円×2 静岡電車(往復)600円		
	合 計	6,240円				
備 考	添付書類：会議資料					

整理番号	1-8-06-04
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	プリンターインク購入		
年月日	平成30年6月16日～平成	年月日	金額 965円

目的	政務活動事務処理
使途	プリンターインク購入費
政務活動・ 県政との 関連性	

ヨドバシカメラ

MM上野
電話番号03-3837-1010

領収書

様



お問合せセンター番号
2513-1303-697143
2018年06月16日
12時35分

販売担当者

お買上明細
キヤノン 496099905549 860
BCI-351Y 1点
キヤノン 496099904573
BCI-350PGBK 1点 1,070
合計 1,930
(内消費税 142 含む)

現金支払い額 1,930
(内消費税 142 含む)
お預かり額 2,000
つり銭 70

《ポイント情報》
今回事業年度のポイント発生 193
お客様の合計ポイント残高 3,203
ポイント有効期限 2020年06月30日

【引取り・出張修理専用ダイヤル】
0120-203044(受付時間9:30-20:00)




当商品の返品・交換等につきましては
必ずこのレシートとお会計時のポ
イントカードをお持ち下さい。
持参なき場合は対応出来かねます。

毎度ありがとうございます。またの
ご来店をお待ち申し上げます。
インターネットショッピングは
<http://www.yodobashi.com>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	1,930円	1/2	965円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-8-06-05
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支 出 証 拠 書

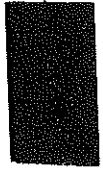
(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話およびデータ通信費		
年 月 日	引き落とし日 平成30年7月31日	金 額	3,299円

目 的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使 途	平成30年7月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 基本料金 743円 (基本料金) パケット定額料金 4,700円 (通信料) カケホーダイ定額料 667円 (通話料) (小計) 6,110円 消費税 (8%) 488円 合 計 6,598円	

按分の理由 私用との按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,598円	1/2 50%	3,299円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



30-07-31 BF *7.313 ト"JE 2134



1-8-6-5

(1 / 1 ページ) docomo

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

お客様氏名 CUSTOMER NAME	鈴木 澄美 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	

ご利用額のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

ご利用年月 MONTH OF USE	2018年6月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	7,313円
うち、消費税等相当額 TAX	(541円)
振替日 TRANSFER DAY	2018年7月31日(火)

前々月ご利用額	7,313円(税込)
タイプX1にねん (2018年6月末現在)	継続利用期間は、6月末で7年1か月です。タイプX1にねんご契約期間は1年5か月です。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	2018年5月よりdポイントクラブをリニューアルいたしました！ 新特典「ずっとドコモ割プラス」をはじめ、ドコモを長くご利用のお客さまや、 ポイントをたくさんご利用のお客さまも、さらにおトクを実感いただける内容とな っております。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。
* * * *	* * * *

お知らせ

【NTTドコモからのお知らせ】-----

*** ドコモからのお知らせ ***

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

株式会社NTTドコモ 料金領収証

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ
〒100-6150
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)
	* * * *
	口座番号 (ACCOUNT)
	* * * *

本書は電子文書です。

1-8-6-5



(1 / 1 ページ) docomo

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (6/1~6/30)	
◇基本使用料 (計) 743	743	基本使用料 (タイプXi にねん)	合 算
◇通話料・通信料 (計) 0	0	Xi通話料 (合計)	合 算
	40	(内訳) Xiカケ・ホーダイ適用分 (ドコモ)	
	-40	(内訳) Xiカケ・ホーダイ割引料 (ドコモ)	対象通話40円×100%
◇パケット定額料等 (計) 4,700	4,700	Xiパケ・ホーダイ ライト定額料	6,683KB (0.1GB)
◇その他ご利用料金等 (計) 1,329	300	spモード利用料	合 算
	380	ケータイ補償お届けサービス利用料 (380)	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	667	Xiカケ・ホーダイ定額料	6月ご利用分
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
	-20	eピリング割引料	6月請求分
◇消費税等相当額 (計) 541	541	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計 7,313	7,313	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、6月末で	7年1か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、	60です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,772円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		6月末のステージは、	2ndステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

整理番号	1-8-06-06
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

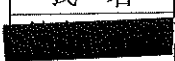

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年6月1日～平成30年6月30日	金額	69,825円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	平成30年6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与明細書 平成30年6月分

氏名	給与	手当	支給総額	控除	差引支給額	受領印
	139,650	0	139,650	0	139,650	

雇用時間数 147.0h × 単価 950円 = 給与総額 139,650円

139,650 × (1/2) = 69,825円 (政務活動費充当)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会との按分	139,650円	1/2	69,825円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-6-7

領 収 証

平成30年6月30日

印 紙
円

鈴木 澄美 様

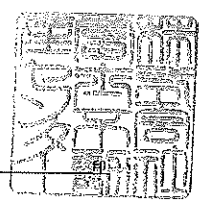
¥ 4 9 , 5 0 0 ※

(現金・小切手)

但 富士市比奈1418番地の2、6月分事務所賃料
水道光熱費・通信費および駐車場の賃料

内 政務活動+後援会 合計99,000円(政務活動費分按分1/2 49,500円)
訳 事務所賃料:60,000円 水道光熱事務・通信費:24,000円 駐車場3台分:15,000円
上記金額正に領収致しました。

住 所 富士市比奈1418番地の2
株式会社 富士不動産センター
氏 名 代表取締役 鈴木 茂樹



キトリセン

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
6月3日	日華友好議連台湾視察 (往路)	自宅-新富士駅 (往復)	16
6月7日	日華友好議連台湾視察 (復路)	自宅-新富士駅 (往復)	16
6月8日	富士市幹部との今年度課題について意見交換	自宅-富士市役所 (往復)	12
6月9日	富士市水防団と市内水害発生等懸念箇所巡視	自宅-富士市内	45
6月9日	県観光ビューロー等関係者と観光振興について意見交換	自宅-吉原本町 (往復)	10
6月10日	須津地区まちづくり協議会主催地域環境美化についての意見交換	自宅-浮島公園 (往復)	10
6月11日	県立武道館の利用促進について所管への聞き取り調査	自宅-県庁 (往復)	96
6月11日	市水防団巡視結果につて富士土木事務所に説明	自宅-富士土木事務所 (往復)	16
6月14日	6月議会議案説明	自宅-県庁 (往復)	96
6月19日	市内ボーイスカウト役員と青少年の健全育成について意見交換	自宅-コミュニティf (往復)	10
6月22日	岩松北小学校環境教育視察	自宅-岩松北小学校 (往復)	28
6月23日	富士市シルバー人材センター定時総会と関係者との意見聴聞	自宅-ホワイトパレス (往復)	14
6月24日	健康と農業について市・県・市民団体との懇談会	自宅-富士交流プラザ (往復)	20
6月25日	富士商工会議所役員と懇談会	自宅-富士商工会議所 (復路)	14
合 計			403